

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会、平成7年8月4日（金）に設置され、第134回国会、平成7年10月19日（木）に今期3年間にわたる調査のテーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定した。

第1年目においては、第134回国会に引き続き、このテーマの下、アジア太平洋地域における安全保障の在り方を軸として、政府から説明を聴取するとともに、参考人からの意見を聴取し質疑を行い、さらに再度にわたり自由討議を行うなど、委員間の活発な意見交換を中心に調査を行った。

今国会の会期中の調査は5回行われた。

まず、平成8年2月7日（水）に「アジア太平洋地域の安定と我が国の防衛の在り方」について秋山昌廣防衛庁防衛局長から説明を聴取した後、質疑を行うとともに、「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について志方俊之参考人、浅井基文参考人及び中西輝政参考人からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。次いで、同14日（水）に「北東アジア地域における安全保障の在り方」について前田哲男参考人、茅原郁生参考人及び武貞秀士参考人からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行い、同28日（水）には「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について自由討議方式による委員間の意見の交換を行った。さらに、5月15日（水）に「東アジア地域における安全保障の在り方」について岡崎久彦参考人、阪中友久参考人及び山内敏弘参考人からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行い、同22日（水）には「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について、①アジア太平洋地域の情勢認識、②アジア太平洋地域の平和と安定のための方途、③我が国の安全保障の在り方の具体的項目ごとに自由討議方式による委員間の意見の交換を行った。

また、「経済協力及び国際研究交流等に関する実情調査」のため、2月19日（月）から同21日（水）にかけて、愛知県及び石川県に委員派遣を行い、5月15日（水）の調査会において派遣報告を聴取した。

このほか、4月15日（月）に、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟7カ国駐日大使とASEAN地域の安全保障及び経済問題等について非公式に懇談を行った。

これらを基に6月12日、第1年目の調査報告（中間報告）をとりまとめ議長に提出するとともに、同14日、本会議において、その概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会における参考人からの意見聴取、質疑及び委員による意見交換等の概要は以下のとおりである。

まず、アジア太平洋地域の情勢認識については、この地域は経済発展を遂げつつある反面、領土、宗教、民族などに根ざす地域紛争の火種が顕在化するなど不透明な状況にあり、中長期的には、経済発展に伴い、人口、食糧、エネルギー、環境問題が深刻化する可能性もあるとの意見が表明された。

次に、アジア太平洋地域の平和と安定のための方途については、集団安全保障体制が構築されることが理想であるとの意見、当分は日米安保条約など二国間条約を中心に、多国間の協議システムによって補完していくのがよいとの意見が表明されたほか、日米安保体制に固執することが、真の集団安全保障への接近を妨げることになっているとの意見も述べられた。また、我が国は開発協力、環境、人口、食糧、人権等の分野における貢献によって総合的安全保障をこの地域に広げて行くべきであるとの意見、我が国への留学生や研修生に対する施策を充実させ、人的交流をより一段と拡大する必要があるとの意見が表明された。

次に、我が国の安全保障の在り方については、我が国の繁栄を維持し民主主義の体制を守るという国益の視点に立ち、自ら力の空白を作り出し、周辺地域における不安定要因とならないとともに、アジア太平洋地域の安全保障にとって不可欠である日米安保体制を維持し、我が国独自の外交、防衛努力により安全を確保するという見地に立つべきであるとの意見が示される一方、日本は軍事同盟をなくし、非核非同盟の方向を進むべきであるとの意見も示された。

続いて、日米安保体制については、日本の平和と繁栄は安保体制があったからであり、多国間の安全保障協議は二国間同盟に代替するものとはなり得ず、日本は国益を踏まえ安保体制に対処していくべきであるとの意見が表明された。他方、安保条約の廃棄、米軍基地の撤去がこの地域の安全保障のために不可欠な課題であるとの意見も述べられた。

また、集団的自衛権をめぐることは、国家固有の権利である集団的自衛権の行使を認めるべきであるとの意見、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府解釈を変えることを明確にすればよいとの意見、集団的自衛権が行使できない現実を打破するために憲法を改正すべきであるとの意見が表明される一方、集団的自衛権の行使を認めると、日本は米国の軍事行動に巻き込まれる危険があり、集団的自衛権や憲法改正にはあくまで反対であるとの意見も示された。

(2) 調査会経過

○平成8年2月7日(水) (第1回)

- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域の安定と我が国の防衛の在り方について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における安全保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

帝京大学教授	志方	俊之君
明治学院大学教授	浅井	基文君
京都大学教授	中西	輝政君

○平成8年2月14日(水) (第2回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、北東アジア地域における安全保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京国際大学教授	前田	哲男君
防衛研究所第二研究部第三研究室長	茅原	郁生君
防衛研究所第二研究部第一研究室長	武貞	秀士君

○平成8年2月28日(水) (第3回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における安全保障の在り方について意見の交換を行った。

○平成8年5月15日(水) (第4回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、東アジア地域における安全保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

元駐タイ大使	岡崎	久彦君
青山学院大学教授	阪中	友久君
一橋大学教授	山内	敏弘君

○平成8年5月22日(水) (第5回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域にお

ける安全保障の在り方（アジア太平洋地域の情勢認識、アジア太平洋地域の平和と安定のための方途、我が国の安全保障の在り方）について意見の交換を行った。

○平成8年6月12日（水）（第6回）

- 国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成8年6月18日（火）（第7回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成7年8月4日に設置され、3年間にわたる調査活動のテーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定した。

第1年目においては、このテーマの下、「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」を中心に調査を行った。去る6月12日、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、同日議長にこれを提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジア太平洋地域の情勢認識

アジア太平洋地域は、世界の成長センターとなっている一方、朝鮮半島問題、中台関係などの問題も存在している。

アジア太平洋地域の情勢認識について、委員から、この地域は経済発展を遂げつつある反面、領土、宗教、民族などに根差す地域紛争の火種が顕在化するなど不透明な状況にあり、中長期的には、経済発展に伴い、人口、食糧、エネルギー、環境問題が深刻化する可能性もあるとの意見が表明された。

2 アジア太平洋地域の平和と安定のための方途

アジア太平洋地域では、アセアン地域フォーラムなど多国間の安全保障に関する対話の努力が開始されている。また、多国間協力による人口、食糧、環境、エネルギーなどの諸課題解決への取組みが始まっている。

政治・安全保障分野について、委員から、アジアで集団安全保障が構築されることが理想であるとの意見、当分は日米安保条約など二国間条約を中心にして、多国間の協議システムによって補完していくのがよいとの意見が表明されたほか、日米安保体制に固執することが、真の集団安全保障への接近

を妨げることになっているとの意見も述べられた。

また、経済・社会・人的交流等の分野について、委員から、我が国は開発協力、環境、食糧、人口、人権等の分野における貢献によって総合的安全保障をこの地域に広げていくべきであるとの意見、我が国への留学生や研修生に対する施策を充実させ、人的交流をより一段と拡大する必要があるとの意見が表明された。

3 我が国の安全保障の在り方

昨年11月の「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」の閣議決定、本年4月の「日米安全保障共同宣言」の発表などの動きを背景として論議がなされた。

我が国の安全保障について、委員から、世界情勢の中で、日本の国益、すなわち、繁栄を維持し民主主義の体制を守る視点に立ち、いざという場合の対応を現実的に考えていく必要があるとの意見、我が国は自らの空白を作り出し、周辺地域における不安定要因とならないとともに、日米安保体制を堅持し、我が国独自の外交、防衛努力により安全を確保する見地に立つべきであるとの意見、また、目に見える軍縮を進め、アジア諸国から見て分かり易い専守防衛の姿を示すことが歴史の清算と信頼醸成に必要なであるとの意見が述べられたほか、日本は軍事同盟をなくし、非核非同盟の方向を進むべきであるとの意見が示された。

また、日米安保体制について、委員から、日本の平和と繁栄が維持できたのは日米安保体制があったからであり、経済摩擦の中でも、日米の友好信頼関係の基盤をなすものであるとの意見、多国間の安全保障協議は二国間同盟に代替することにはなり得ず、日本は国益を踏まえながら安保体制に対処していくべきであるとの意見が表明された。他方、日米安保条約の廃棄、米軍基地の撤去がこの地域における安全保障のために不可欠な課題であるとの意見も述べられた。

さらに、集団的自衛権をめぐる、委員から、集団的自衛権は自然権であり、国家が当然有するものであるとの認識に立ち、集団的自衛権の行使を認めるべきであるとの意見、現憲法にも集団的自衛権を行使してはならないとは全く書かれておらず、政府解釈を変えることを明確にすればよいのではないかとの意見、集団的自衛権が憲法第九条のために行使できない現実を打破するために、憲法を改正することが我が国の国益にかなうとの意見が表明された。一方、集団的自衛権の行使を認めると、日本は米国の軍事行動に巻き込まれて共同行動を迫られる危険があり、集団的自衛権や憲法改正にはあくまで反対であるとの意見も示された。